

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について

資料 1－1 デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）について

資料 1－2 デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見(案)について

資料1-1

デジタル社会形成基本法第37条第4項において、内閣総理大臣がサイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴いて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の案（以下、「重点計画（案）」という。）を作成し、閣議の決定を求めることが法定されている。意見案は以下のとおり。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）の概要

- 重点計画（案）は、デジタル改革推進のためにセキュリティの視点を踏まえた取組等が記載されており、「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）に基づいた内容となっている。これら重点計画（案）に記載された施策に着実に取り組むことが必要。
- 重点計画（案）において取り組むこととしているサイバーセキュリティ関連施策の中でも、特に、情報システムの整備方針に基づいて、政府情報システムの整備から運用段階までの全体にわたり、セキュリティ・バイ・デザインを含めたセキュリティ強化策の実施や、政府情報システムの開発・運用とサイバーセキュリティ対策等の担い手となる政府デジタル人材の確保・育成等の取組の実施に当たっては、デジタル庁と内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が連携協力を図りつつ取り組むことが重要。
- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現のためには、国民目線に立った利便性の向上の徹底とサイバーセキュリティの確保の両立が不可欠である。重点計画（案）の実施に当たっては、サイバーセキュリティ戦略で掲げている「デジタルトランスフォーメーション（DX）とサイバーセキュリティの同時推進」「サイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保」「安全保障の観点からの取組強化」を通じた「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保という基本的な理念も踏まえ、デジタル改革を推進していくことを期待。

⇒ 以上を踏まえた上で、重点計画（案）について異存はない。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

（ 令 和 3 年 〇 月 〇 〇 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定 ）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）（以下「重点計画（案）」という。）においては、デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及、産業のデジタル化、発展に向けた基盤などの基本的な施策が記載されている。それらの中には、サイバーセキュリティに関連する施策が多数盛り込まれているほか、セキュリティ関連以外の施策についても、セキュリティの視点を踏まえた取組の記載が随所でなされているなど、重点計画（案）の記載は、サイバーセキュリティ戦略本部において策定した「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）に基づいた内容になっている。

政府においては、これら重点計画（案）に記載された施策に着実に取り組むことが必要である。また、施策の実施に当たっては、関係する政府機関が協力して取り組むことにより、取組の効果を高めることが重要である。

重点計画（案）に記載されているサイバーセキュリティ関連施策の中でも、特に、情報システムの整備方針に基づいて、政府情報システムの整備から運用段階までの全体にわたり、セキュリティ・バイ・デザインを含めたセキュリティ強化策の実施や、政府情報システムの適切な開発・運用とサイバーセキュリティ対策等の担い手となる政府デジタル人材の確保・育成等の取組の実施に当たっては、デジタル庁と内閣サイバーセキュリティセンターが連携協力を図りつつ取り組むことが重要である。

デジタル改革を推進する上で、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現のためには、国民目線に立った利便性の向上の徹底とサイバーセキュリティの確保の両立が不可欠である。「サイバーセキュリティ戦略」では、「デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーション（DX）とサイバーセキュリティの同時推進」、「公共空間化と相互関連・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保」、「安全保障の観点からの取組強化」を取組の3つの方向性として掲げるとともに、それらの取組を通じて「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保するという基本的な理念を示している。重点計画（案）の実施に当たっては、こうしたサイバーセキュリティ戦略の基本的な考え方も踏まえ、デジタル改革を推進していくことを期待する。

以上を踏まえた上で、令和3年12月3日付で内閣総理大臣からデ戦第924号により依頼があった重点計画（案）については、異存はない。

以 上